

グループホーム夢あかり

1.感染症の予防・まん延防止の基本的な考え方

入居者様の健康と安全を守るための支援が必要である。健康と安全を守るためにはしっかりとした予防を行い、感染にかかるリスクを軽減し、万が一感染がおこってしまった際には、適切な対応を行うことで、感染拡大を防ぐ事が必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等、施設における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全な支援の提供を図る事を目的とする。

2.感染症・食中毒の予防・まん延防止の基本方針

1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の体制

感染症及び食中毒の予防・まん延防止のために、担当者を決め、委員会を設置するなど施設全体で取り組みます

2) 平常時の対応

①施設内の衛生管理

当施設では、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のため、施設内の衛生保持に努めます。また、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的実施し、施設内の衛生管理、清潔の保持に努めます

②感染症対策

介護場面では、職員の手洗い、消毒を徹底しマスクを着用します。また、血液・体液・排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、適切な方法で対処します。入居者様の異常の兆候を出来るだけ早く発見するために、入居者様の健康状態を常に注意深く観察することに留意します。

③来客への衛生管理の周知徹底を図りまん延防止を図ります。

3) 発生時の対応

万一、感染症及び食中毒が発生した場合は、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処手順」「新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画（BCP）」等に従い、感染の拡大を防ぐため下記の対応を図ります

①発生状況の把握

②まん延防止のための措置

③有症者への対応

④関係機関（小樽市保健所・三ツ山病院・島田脳神経外科・高村内科）との連携（報告・連絡・相談）

3.感染症・食中毒まん延防止に関する体制

1) 感染対策委員会の設置

(1) 設置目的

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討することを目的に設置します。

感染対策委員会は、以下のような役割を担う。

- ①施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ②決定事項や具体的な対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- ③施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- ④感染症が発生した場合、中心となって蔓延防止の役割を担う。

(2) 感染対策委員会の構成

- ・ 管理者（委員長を務める）
- ・ 介護職員
- ・ その他対応可能な関係者（生活支援相談員・看護師等）

(3) 感染対策委員会の開催

委員会は定期的に3ヵ月に1回以上開催します。ただし、必要に応じて随時開催します。

(4) 委員会の役割

- ①感染症予防対策及び発生時の対応の立案
- ②各指針・各マニュアル等の作成・周知
- ③発生時における施設内連絡体制及び行政機関等への連絡体制の整備
- ④入居者・職員の健康状態の把握と対応策
- ⑤感染防止のための職員研修・訓練の企画（各2回/年）及び新規採用者の教育

2) 職員の健康管理

(1) 夜勤を行う職員は年2回、他職員は年1回の健康診断を実施します。

(2) インフルエンザの予防接種等について、接種の意義、有効性、副作用の可能性を職員へ十分説明の上、同意を得て予防接種を行います。

※副作用等もあるためあくまでも任意のものとする

(3) 職員が感染症を罹患している場合は、感染経路の遮断のため完治まで適切な処置を講じます

4.職員に対する教育・研修

介護に携わるすべての従業員に対して、感染症対策の基礎知識の徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を図り職員教育を行います。

①研修会を年2回以上開催します

※うち1回以上実技訓練も行う

②新規採用者に感染対策の教育・研修を行います。

5.感染症・食中毒まん延防止に関する指針の閲覧について

この指針は、当該施設ホームページで自由に閲覧することができます。

本指針は、2024年4月1日施行